



今回のテーマは **成年後見制度** です。

「高齢化社会」という言葉が現れて久しくなりますが、平成26年度の総務省の統計によると、我が国の全人口に占める65歳以上の割合は25.9%、ことさら75歳以上については12.5%と、なんと8人に1人が75歳以上（いわゆる「後期高齢者」）という非常に高い割合となっています。中には認知症等により、判断能力が低下してしまっている方も少なくありません。そのような方々が、訪問販売やリフォーム詐欺等のトラブルに巻き込まれることを防止するため本人に代わって財産管理や契約ごとを行う「**成年後見制度**」が存在します。



今回は、成年後見についてよくあるご質問とそれに対する回答を以下の通りご紹介いたします。



相続人に認知症の方がいる場合

必ず後見人を付けないといけないの？



被相続人の遺産の行方については相続人全員で遺産分割協議をして決めなければなりません。判断能力のない方が参加した場合、その遺産分割協議は法律上無効となりますので家庭裁判所に成年後見人を選任してもらい、後見人が本人を代理して協議に参加することになります。なお、遺言書を残されている場合は遺産分割協議自体が必要ないので、後見人を選任してもらう必要はありません。



後見人が付くと費用はどれくらいかかるの？

後見人の報酬は、家庭裁判所が後見人から提出された資料を検討して金額を決定します。家庭裁判所の概ねの基準としては、毎月2~3万円程度と定められており、管理すべき本人の財産が多額の場合や、後見人が特別な行為（遺産分割協議や施設入所契約等）をした場合は一定の金額が加算されます。



後見人としての業務はいつまで続くの？

後見人には任期がありません。つまり、一度後見人として選任されると、本人が存命であるかぎり後見人の業務は継続します。成年後見制度を利用する目的となった遺産分割や不動産の処分が完了したからといって、後見人が外れることはありません。

その他、成年後見に関するご相談・ご質問は お気軽に当事務所まで！！



司法書士法人
F&Partners

【京都事務所】〒604-8162 京都市中京区七観音町623番地 第11長谷ビル5階
【大阪事務所】〒540-0026 大阪市中央区区内本町1丁目1番1号 OCTビル3F
【滋賀事務所】〒525-0032 滋賀県草津市大路1丁目1番1号 エルテ1932-113

